

養殖業者の皆様へ

水産用医薬品について

第 39 報

2026年1月31日

農林水産省

消費・安全局 畜水産安全管理課

目次

I 用語	…	2
II 水産用医薬品を入手するときのポイント	…	4
III 保管について	…	8
IV 使用について	…	10
V ワクチンについて	…	16
VI 抗菌剤と薬剤耐性菌について	…	18
VII 薬剤耐性対策について	…	20
VIII 承認されている水産用医薬品		
1. 水産用ワクチン		
表1 魚種別一覧	…	22
表2 魚種別・疾病別一覧	…	25
2. 水産用抗菌剤及びその他一般薬		
表3 製剤別一覧	…	26
表4 魚種別一覧	…	28
表5 有効成分別一覧	…	32
表6 対象魚種を間違いやすい水産用抗菌剤一覧	…	34
IX その他		
・薬が効かない?と思ったら	…	35
・よくある質問Q&A	…	36

・本パンフレットは、養殖業を営まれる皆様に、安全な水産物を安定して消費者に提供いただくため、水産用医薬品に関する情報をまとめたものです。

・本パンフレットに関する質問は都道府県庁又は水産試験場等へお問い合わせください。

・各製品の詳細や最新情報は、必ず製造販売業者のホームページ等で確認してください。

・水産用医薬品の使用に際しては、必ず各製品の表示や添付文書に従ってください。

・本パンフレットは農林水産省のホームページからダウンロード可能です。

農林水産省 > 消費・安全 > 水産動物の病気を防ぐために > 水産用医薬品について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/fishmed.html

I 用語

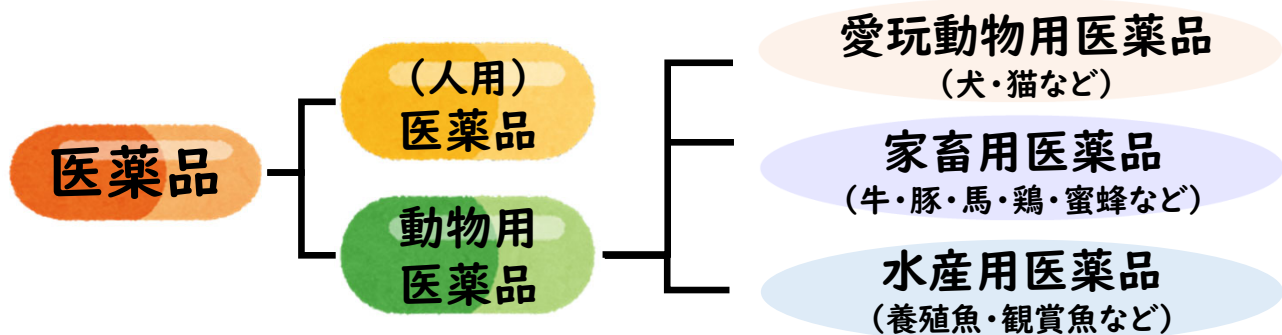


• 薬機法 とは

- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称です。
- ・平成25年まで「薬事法」と呼ばれていました。
- ・この法律は、「医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制などを行い、保健衛生の向上を図ることを目的」としています。
- ・薬機法では、人用と動物用の両方の医薬品の販売や使用に関するルールを定めています。

• 医薬品 とは

- ・人又は動物の疾病の診断、治療、予防に使用されることが目的とされているものや、人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされるものです。
- ・このうち、専ら動物に使用されることが目的とされているものを「動物用医薬品」といい、農林水産大臣が承認をしています。
- ・動物用医薬品は、動物の健康を守り、安全な畜水産物の安定的な生産に貢献しています。
- ・動物用医薬品として農林水産大臣が承認した製剤の容器・包装には必ず「動物用医薬品」の文字が記載されています。
- ・動物用医薬品のうち、水産動物に使用されるものを「水産用医薬品」と呼んでいます。



※観賞魚は、愛玩動物にも分類されますが、本紙では 水産動物として水産用医薬品の欄に記載しています。

• 有効性・安全性 とは

- ・有効性とは、動物の疾病に対する効果のことです。
- ・安全性とは、動物と人の双方に著しく有害な副作用がないかということです。

重要!

食用動物に医薬品を使用する際には、

①動物 ②使用者 ③食品（畜水産物を食べる人）への安全性が確保される必要があります。動物用医薬品は、人の健康への影響も考慮した上で承認されています。

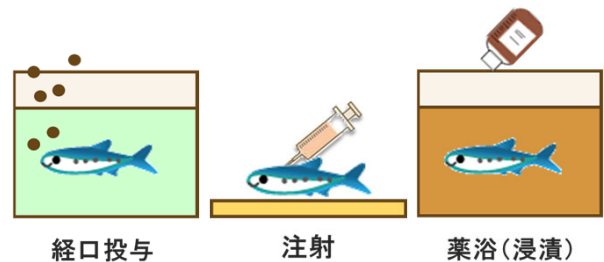
• 効能効果 とは

- ・医薬品に含まれる成分の作用とこれによって得られる結果のことです。
- ・つまり、医薬品に含まれる成分が作用した結果、どの魚種のどの疾病に対して予防や治療をすることができるのかということです。
- ・各製剤の添付文書の効能効果の欄に記載がされていない魚種や疾病に対しての有効性や安全性は明らかになっていません。
- ・同じ成分を含んでいたとしても、製剤によって効能効果が異なる場合があるため、注意しましょう。

※ 対象動物の分類が、現在の分類学上のものと異なる場合があるので注意しましょう。

• 用法用量 とは

- ・用法とは、医薬品の使用方法のことです。
投与経路・投与間隔・投与回数が用法に該当します。
- ・用量とは、医薬品の1回または1日の使用量のことです。
- ・製剤ごとに規定された用法用量のとおり投与しなかった場合、十分な効果が発揮されない、副作用が生じる、薬剤耐性菌が生じる、水産物に医薬品が残留してしまうなどのおそれがあります。



• 有効期間 とは

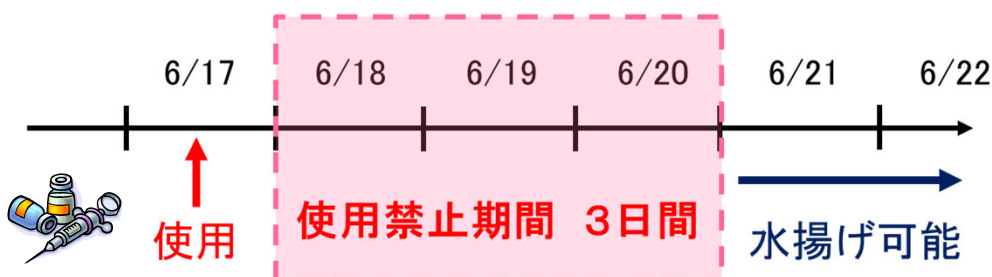
- ・規定された貯法のとおり保存した場合に、その製剤の品質が担保できる期間のことです。
- ・有効期間を過ぎると品質、有効性、安全性が担保できなくなるので、使用するのを止め、適切に廃棄しましょう。

• 使用禁止期間(休薬期間、水揚げ禁止期間) とは

- ・その医薬品を魚に投与してはいけない期間のことです。
- ・つまり、医薬品を最後に使用したあと、その魚を水揚げしてはいけない期間のことです。

※ ここでの「水揚げ」とは生け簀等の水中から養殖水産動物を取り上げることを指します。

【例題】 使用禁止期間が「食用に供するために水揚げする前3日間」である医薬品を6月17日に使用した場合、水揚げできるのは何日からでしょうか？



Ⅱ 水産用医薬品を入手するときのポイント

・入手方法は ①販売業者から 又は ②獣医師からの 2択

- ・水産用医薬品を入手する方法は、
①都道府県から許可を受けた動物用医薬品販売業者（通称「ディーラー」）から購入するか、
②獣医師から投与・処方してもらうか、のどちらかです。
- ・医薬品の販売業の許可なく、医薬品の販売や譲渡をすることは薬機法違反です。
- ・ディーラーは、都道府県知事から医薬品の販売業の許可を取得した上で、販売をしています。
- ・獣医師は、自ら診察した上で、自ら魚に投与したり、養殖業者に医薬品の投与を指示したりすることはできますが、医薬品を売ったり譲ったりすることはできません。
- ・ディーラーも獣医師も都道府県や国から許可・免許をもらっている医薬品の取扱いのプロです。他の方法で医薬品を入手すると医薬品の品質が担保されません。絶対にやめましょう。

<やってはいけない事例>

- × 余った医薬品を養殖業者同士で分け合う。
- × 漁協で一括して医薬品を購入し、漁協から養殖業者に売る。
- × 水産試験場で保管している医薬品を養殖業者にあげる。

3年以下の懲役 or
300万円以下の罰金 or
その両方が科されます。
無償のやり取りでも違法です

禁

参考 獣医師は自ら診察しなければ処方できません

- ・獣医師は、自ら診察しなければ、ワクチンや抗菌剤など（※）を投与・処方することはできません。
（※毒劇薬、生物学的製剤、使用基準が設定された医薬品等が該当）
- ・診察せずに上記の医薬品を投与・処方する行為は、獣医師法違反です。
- ・獣医師が診察を業務として実施するにあたっては、診療施設の開設の届出を都道府県知事に提出する必要があります。
- ・診察は遠隔診療で行うこともできます。
- ・遠隔診療とは、スマートフォンやPCでのリモート通話や画像の送付、病魚の宅配などによって、診察する者が養殖現場に直接赴かずに実施する診療のことです。

20万円以下の罰金

【参考】農林水産省 > 消費・安全 > 水産動物の病気を防ぐために > 遠隔診療の手引き



食用養殖魚に使う医薬品の入手方法

グループ

A



使用指導書等は**不要**

直接、医薬品の販売店から購入することができる医薬品

駆虫剤

・プラジクアンテル
・フェバンテル 等

消毒剤

・ポピドンヨード

ビタミン等

・ウルソデオキシコール酸
・各種ビタミン 等

麻酔剤

・オイゲノール
・フェノキシエタノール

グループ

B



使用指導書が**必要**

指導機関又は専門家から交付された使用指導書があれば購入することができる医薬品

※ 水産用抗菌剤は、緊急時に限り、使用指導書の代わりに「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」の提出により購入可能です。

ワクチン

・各種不活化ワクチン



抗菌剤

・アンピシリン
・塩酸オキシテトラサイクリン
・エリスロマイシン
・スルファモノメトキシシ 等



グループ

C



獣医師の診察が**必要**

獣医師の診察を受けて獣医師に処方してもらうことで入手することができる医薬品

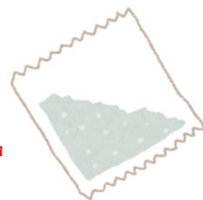
他に手段がない場合の**特殊な使用方法**です。獣医師から十分な指示・指導を受けてその内容を遵守してください。



※ 獣医師はグループA~Cのいずれの医薬品も処方することができます。
※ 診察可能な獣医師については、水産試験場等にご相談ください。

未承認

・海外で承認されているが国内では未承認の医薬品



使用基準外

使用基準がある医薬品で
・承認とは違う用法・用量で使う場合
・承認とは違う魚種に使う場合

いわゆる**適用外使用**のこと

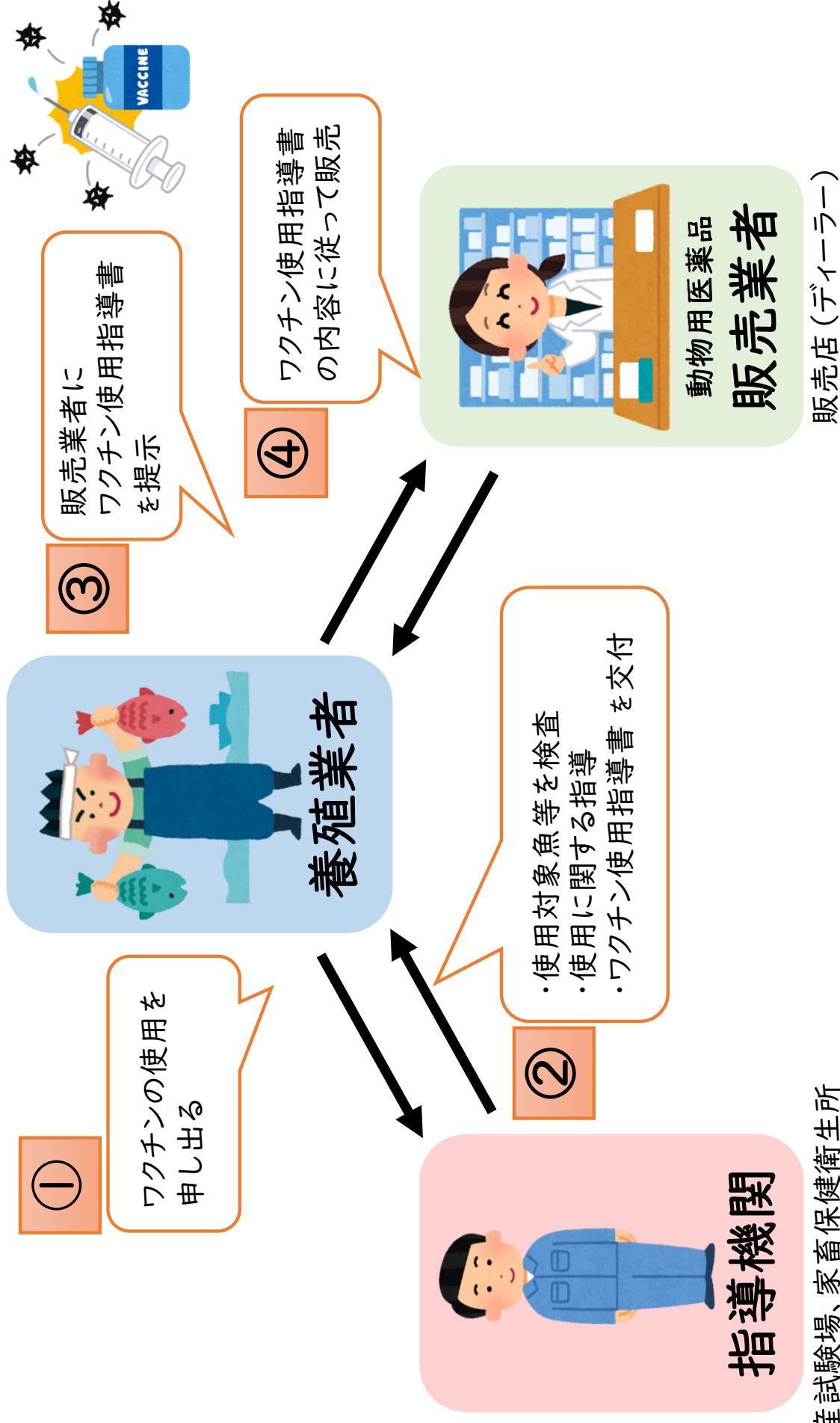


! どのカテゴリにも属さず、絶対に食用養殖魚には使ってはならない成分

- | | | | |
|--------------------|------------------------|-----------------|---------------|
| ① イプロニダゾール | ② オラキンドックス | ③ カルバドックス | ④ クマホス |
| ⑤ クロラムフェニコール | ⑥ クロルスロン | ⑦ クロルプロマジン | ⑧ ゲンチアナバイオレット |
| ⑨ ジエチルスチルベストロール | ⑩ ジメトリダゾール | ⑪ ニタルソン | ⑫ ニトロフラゾン |
| ⑬ ニトロフラントイン | ⑭ <u>ニフルスチレン酸ナトリウム</u> | ⑮ <u>フラゾリドン</u> | ⑯ フラルタドン |
| ⑰ <u>マラカイトグリーン</u> | ⑱ メトロニダゾール | ⑲ ロキササルゾン | ⑳ ロニダゾール |

※ 下線は過去に食用養殖魚の医薬品として承認があったもの。

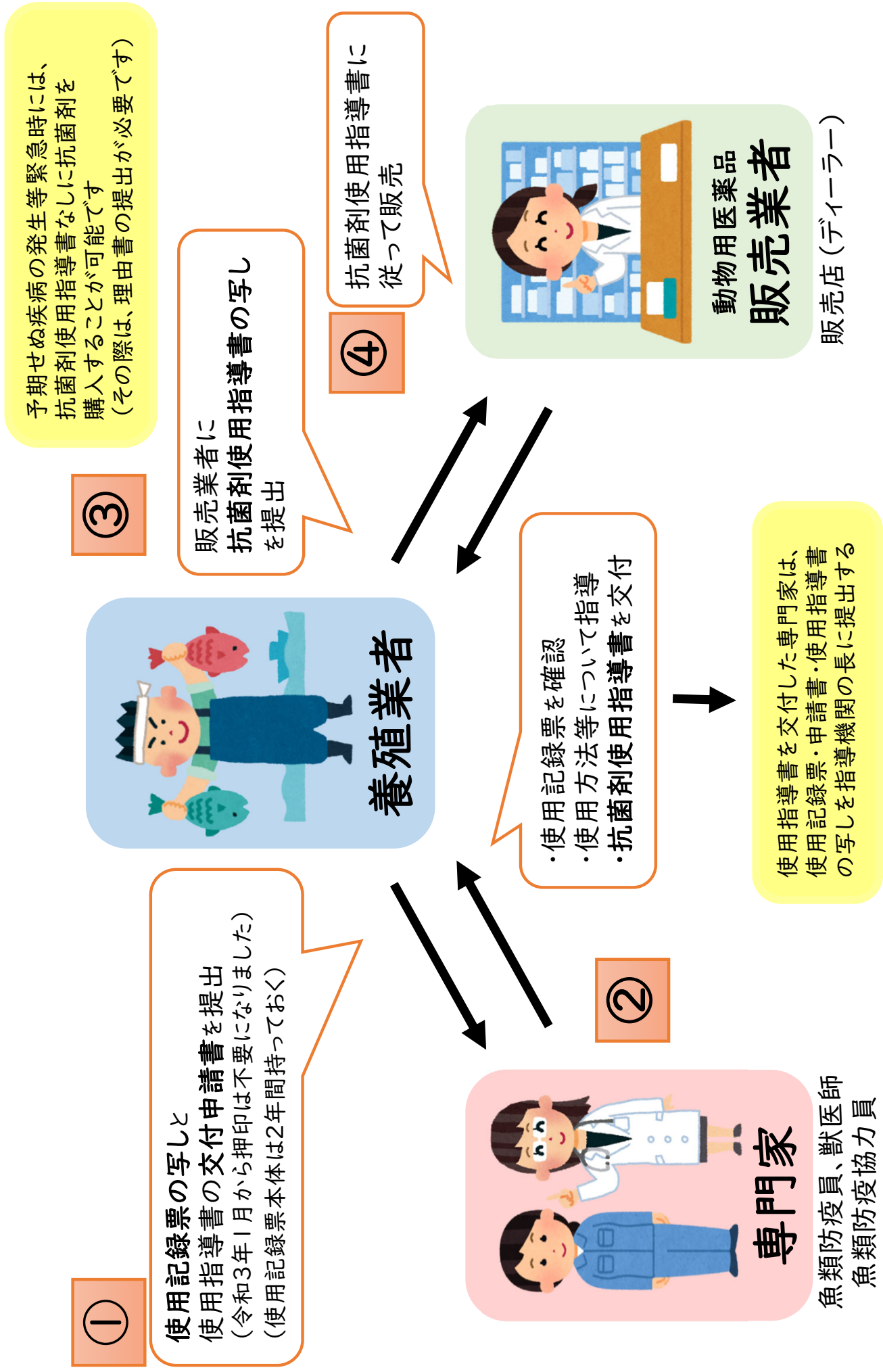
水産用ワクチンの購入の流れ



水産試験場、家畜保健衛生所
魚病指導総合センター等

水産用ワクチンの取扱いについて(平成12年4月19日付畜産局長・水産庁長官通知)より

水産用抗菌剤の購入の流れ



Ⅲ 保管について



・医薬品はとてもデリケート

- ・保管方法を間違えると、品質が悪くなり、効果が低くなったり副作用が出たりする可能性があります。また、火災などの事故を招く危険性もあります。
- ・直射日光への耐性、温度、湿度、火気など何を気を付けるべきか、使用上の注意を読んで、事前にチェックしておきましょう。

<例> 過酸化水素の使用上の注意の記載事項(抜粋)

「可燃物との接触や混合をしないこと。本剤そのものは燃えないが、分解によって発生する酸素ガスは支燃性があり、同時に熱も発生するため火災の危険性がある。」

※支燃性とは、他の物質の燃焼を支える性質のことです。

過酸化水素自体は燃えませんが、他の可燃性の物質の燃焼を促進するため、燃えるものと接触して置いておくと危険です。

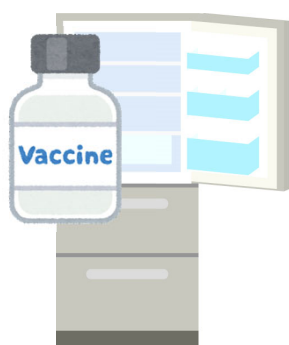
・間違えて使わないよう、保管方法を工夫

- ・従業員同士の伝達ミスや「うっかり」により、誤った医薬品を使うことがないようにしましょう。
- ・漠然と「気をつける」のではなく、少しでもリスクを減らす「工夫」をこらしましょう。
- ・例えば、医薬品専用の倉庫や棚を確保して他の資材としっかり区別が付くようにしましょう。
- ・また、ラベルプリンターや張り紙を使って、どこに何があるのか、いつ納品され、いつ開封したのか、使用期限はいつまでか、などをわかりやすく整理しましょう。

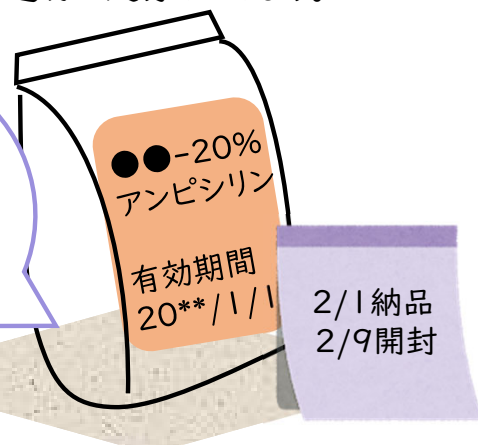
・使わない医薬品は処分

- ・医薬品が余ったからといって、用量より多めに投与したり、人にあげたりしてはいけません。
- ・有効期間が切れたり、承認が取り消されてしまったりして、使わなくなった医薬品は、誤って使うことのないように確実に処分しましょう。
- ・処分する際も、使用上の注意に従い、地方公共団体条例等に従い適切に処分しましょう。

保管方法を守って
医薬品の品質を
保ちましょう!

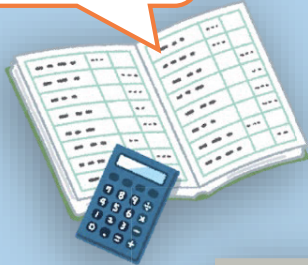


ラベリングをして
保管方法を
工夫しましょう!

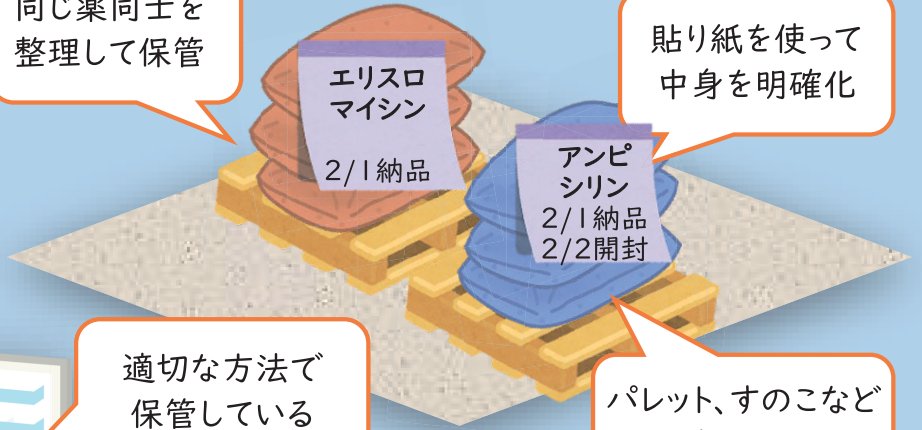


○ 良い保管方法のイメージ

購入・使用履歴を記録している



同じ薬同士を整理して保管



貼り紙を使って中身を明確化

適切な方法で保管している



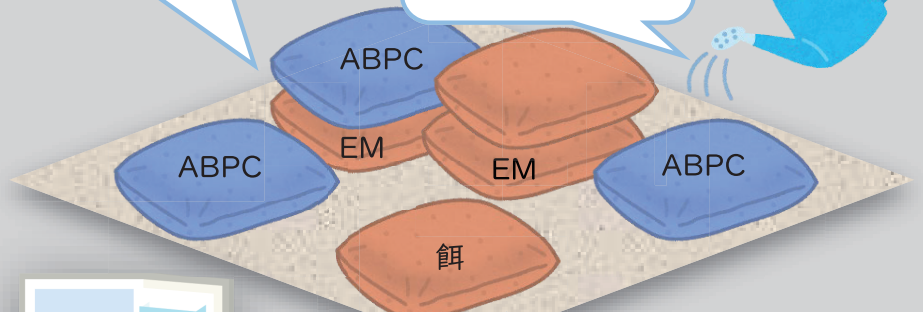
パレット、すのこなどに載せている

× 悪い保管方法のイメージ

購入・使用履歴を記録していない



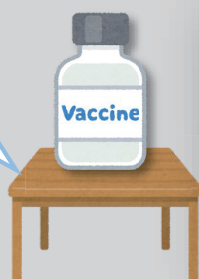
同じ薬ごとに整理されていない



直射日光や水気のある場所に直置き



保管場所が不適切



色々な資材が混在しどこに何があるのか分からない

IV 使用について

重要!

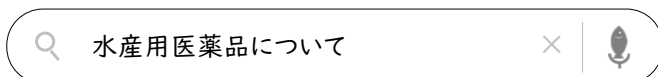
・「適正使用」はキホンの「キ」!

- ・水産用医薬品の使用にあたっては、承認事項どおりに使う「適正使用」が基本です。
- ・自己流の使い方は、魚の大量死や食の安全を脅かす事故を起こす危険があります。
- ・日頃使っている医薬品であっても、定期的に添付文書を読み直し、正しい取扱いが出来ているか確認してみましょう。
- ・特に、使用上の注意には、一見当たり前の内容が記載されているように見えますが、事故を防ぐための重要なことが記載されていますので、よく読んでみてください。



・ 医薬品は使用の都度、記録をつける

- ・「使用年月日、使用場所(ロット)、魚種名、対象疾病名、発生日、推定尾数、平均魚体重、使用医薬品名(製剤名)、使用方法、使用量」のほか、抗菌剤などの使用基準が設定された医薬品は、「水揚げできる年月日」も記録しましょう。
- ・使用記録は、疾病対策や使用禁止期間の管理だけでなく、在庫管理などの経営上のメリットもあります。
万が一、医薬品の残留が起きてしまった際には、迅速な原因究明にも非常に役立ちます。
- ・農林水産省令でも、使用基準が設定された動物用医薬品を食用養殖魚に使った場合の帳簿の記載について定められています。
- ・使用記録票の様式は、農林水産省のHPからダウンロードできます。

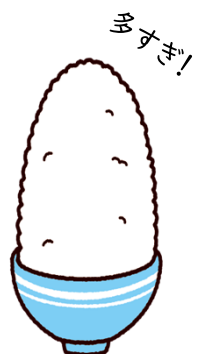


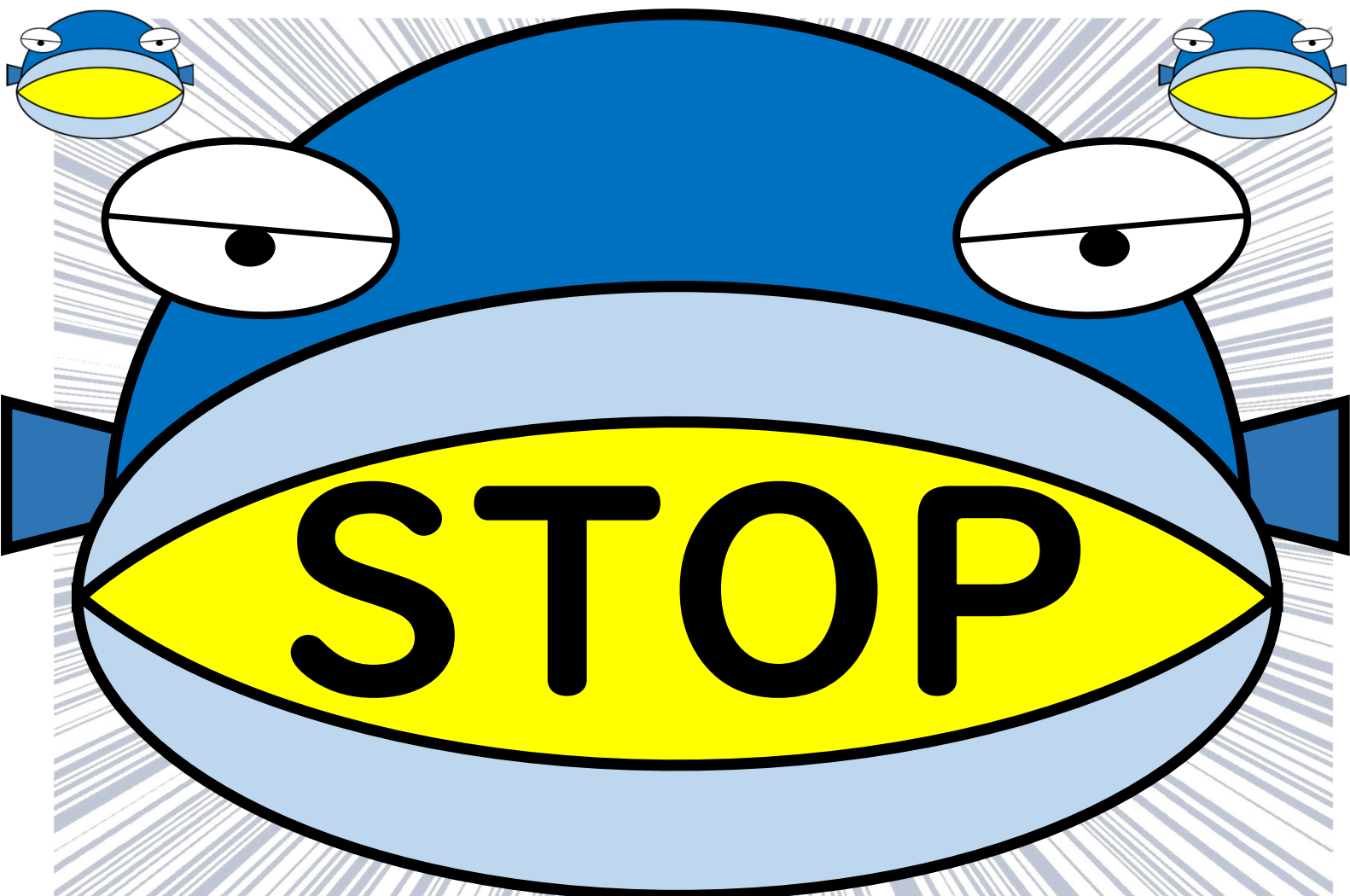
・ 薬を混ぜた飼料の給餌量は、食べきれる量に調節する

- ・医薬品を混ぜた飼料の給餌量が多すぎると、水中に医薬品成分が流れ出るおそれがあります。生簀の魚が全量を食べきれる量に調節するなどの工夫をしてください。

医薬品が水中に流れ出た場合、

- ① 近くの生簀にいた、出荷間近の魚が流れてきた医薬品を食べてしまい、水産物中に医薬品成分が残留したまま出荷されてしまうおそれがあります。
- ② 環境汚染の原因となるおそれがあります。
- ③ 水中に薬剤耐性菌が増加するおそれがあります。





こんな医薬品は使わない!!

有効期間が切れている

品質が担保されないため、有効性と安全性も担保されません。

保管方法が不適切

品質が担保されないため、有効性と安全性も担保されません。

製品名が不明

家畜や観賞魚、他の養殖魚種用の薬かも…有効性と安全性が担保されません。

購入時期が不明

現在は使用禁止になった薬かも…現在使用禁止となっていることを把握できておらず投与してしまい、出荷魚から使用禁止薬物成分が検出された事例があります。

ポイント

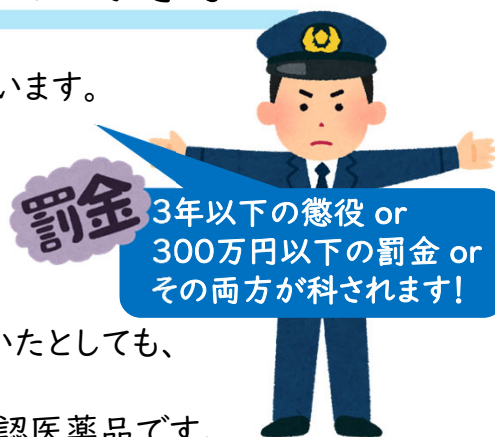
承認されている医薬品を承認事項どおりに使う

- ・承認事項以外の内容については、国による審査を受けていません。
- ・このため、品質、有効性、安全性が担保されていません。
- ・承認事項と異なる方法で使用した場合、効果が見られないだけでなく、魚に重大な副作用が生じたり、人への健康被害が発生したりするおそれがあります。

ポイント

未承認医薬品を使うことはできない

- ・食用養殖魚への未承認医薬品の使用は薬機法で禁止されています。
- ・未承認医薬品（個人製造や輸入）を食用養殖魚に使用し、水産物に残留した場合、食品衛生法違反となり、その水産物は回収や廃棄の対象となります。
- ・承認は、成分ではなく製品ごとに与えられるものであるため、ある製品が、過去に承認を受けた医薬品と同じ成分を含んでいたとしても、その製品自体が承認を受けていなければ未承認医薬品です。海外で承認されていても、日本で承認されていなければ、未承認医薬品です。



<注意>

「過酸化水素を成分とする水産用医薬品」は承認されていますが、「工業用の過酸化水素」や「食品添加物用の過酸化水素」などは、医薬品として承認されておらず、使用することはできません。

【食用養殖魚への未承認医薬品の使用の禁止の例外】

- ・獣医師が診療し、獣医師が疾病の診断、治療、予防の目的で使用する場合
- ・養殖業者が、診療した獣医師から交付された医薬品を獣医師の指示に従い使用する場合

ただし!!! 以下の20成分を含むものは、発がん性のおそれなどがあるため、**獣医師であっても、いかなる理由があっても、絶対に食用魚に使用してはいけません。**

注意

- | | | |
|--------------------|------------------------|------------------|
| ① イプロニダゾール | ② オラキンドックス | ③ カルバドックス |
| ④ クマホス | ⑤ <u>クロラムフェニコール</u> | ⑥ クロルスロン |
| ⑦ クロルプロマジン | ⑧ ゲンチアナバイオレット | ⑨ ジエチルスチルベストロール |
| ⑩ ジメトリダゾール | ⑪ ニタルソン | ⑫ <u>ニトロフラゾン</u> |
| ⑬ <u>ニトロフラントイン</u> | ⑭ <u>ニフルスチレン酸ナトリウム</u> | ⑮ <u>フラゾリドン</u> |
| ⑯ フラルタドン | ⑰ <u>マラカイトグリーン</u> | ⑱ メトロニダゾール |
| ⑲ ロキササルソン | ⑳ ロニダゾール | |

※下線は過去に食用養殖魚の医薬品として承認があったため、特に注意

これらの成分の使用は、消費者等からの水産物への信用が大きく失われます。





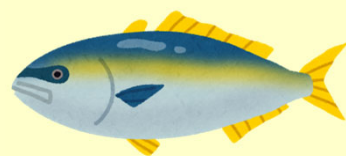
使用基準は厳密に守って使う

- ・出荷する養殖魚に医薬品成分が残留し、人の健康に悪影響を及ぼす事態を防ぐため、承認事項のうち、残留性に関わる項目を「**使用者が遵守すべき基準 = 使用基準**」として定めています。
- ・「**対象動物**」「**用法用量**」「**使用禁止期間**」が使用基準に該当します。
- ・使用基準を守らなかった場合、薬機法違反となるだけでなく、出荷した水産物に医薬品が残留基準を超えて残留していた場合、食品衛生法違反となり、その水産物は回収や廃棄の対象となります。

違反すると
3年以下の懲役 or
300万円以下の罰金 or
その両方が科されます!

例: エリスロマイシンの使用基準

承認項目	承認事項
① 対象疾病	レンサ球菌症
② 対象動物	すずき目魚類
③ 用法	飼料に混じて経口投与
④ 用量	50mg (カ価) /kg・日
⑤ 使用禁止期間	食用に供するために 水揚げする前30日間
⑥ 使用上の注意	(使用基準は設定されていない)
⑦ 貯蔵方法	(使用基準は設定されていない)



これらが
使用基準

これらを確実に守らなければ、
魚体内に薬剤が残留し、
その水産物を食べた人の
健康に悪影響を
及ぼすおそれがあります

【使用基準外の使用の特例】

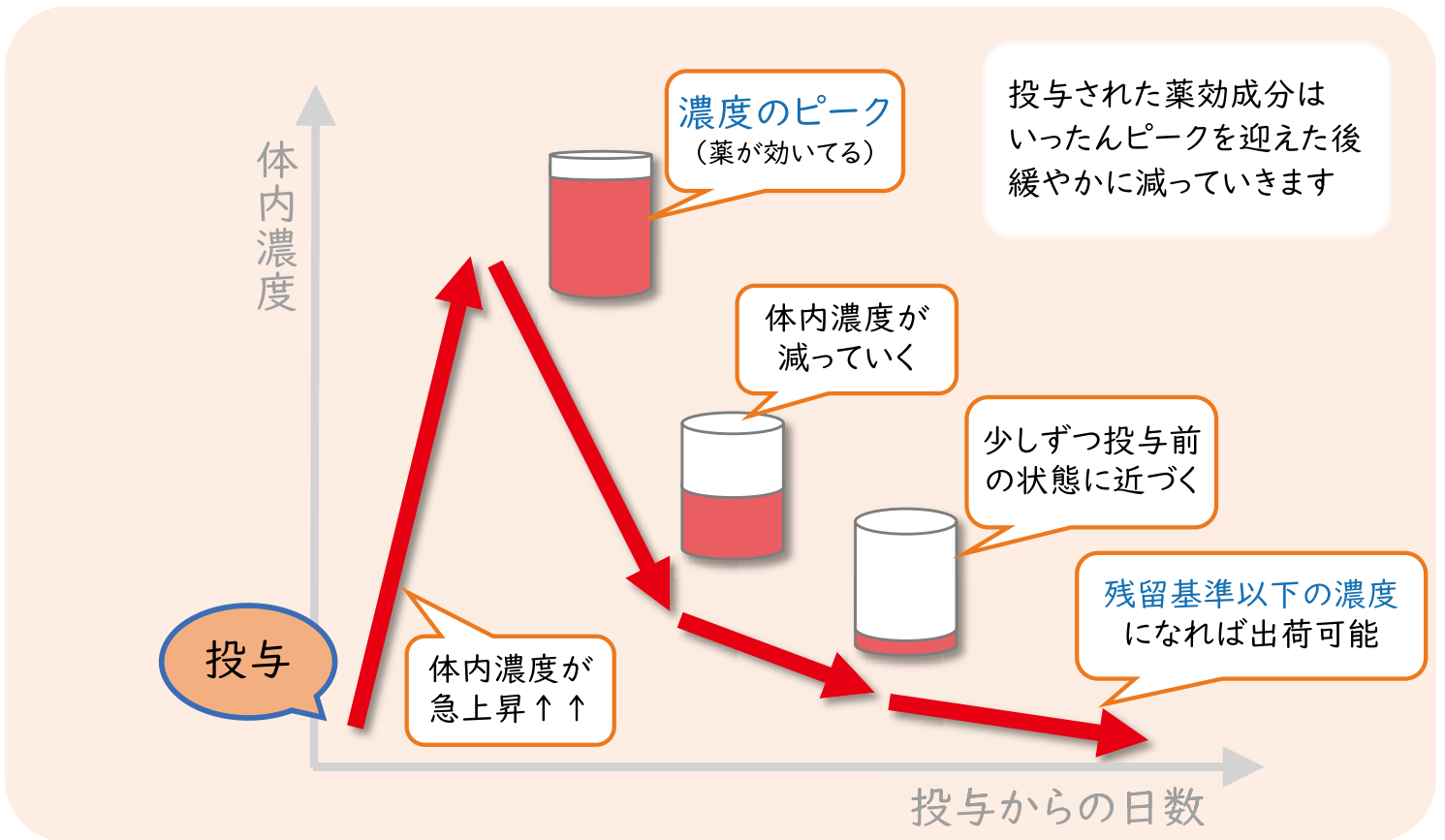
- ・「獣医師が診療し、その動物の疾病の治療又は予防のためにやむを得ないと判断し、養殖業者に**出荷制限期間指示書**を交付し、養殖業者が獣医師の指示のとおり使用する場合」に限って、特例的に使用基準を超える使用をすることができます。
- ・「獣医師の指示による適用外使用」と呼んでいます。

注意

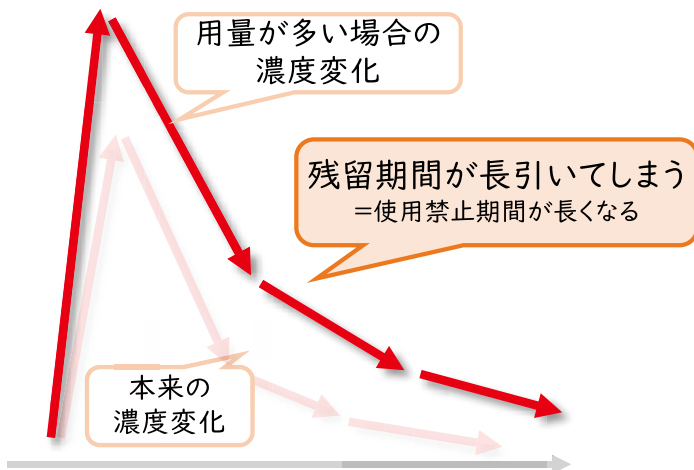
【獣医師による使用の特例について補足】

- ・獣医師が「未承認医薬品の使用を指示をする場合」「使用基準外の使用を指示する場合」のいずれも、**出荷制限期間などの指示は、科学的根拠に基づいていなければなりません。**
- ・出荷制限期間の指示が適切でなく、生産された水産物が残留基準値を超過していた場合、食品衛生法違反の対象となるのは獣医師ではなく養殖業者です。
- ・適用外使用を行う場合、獣医師に指示の根拠を確認し、その指示のとおり使用してください。

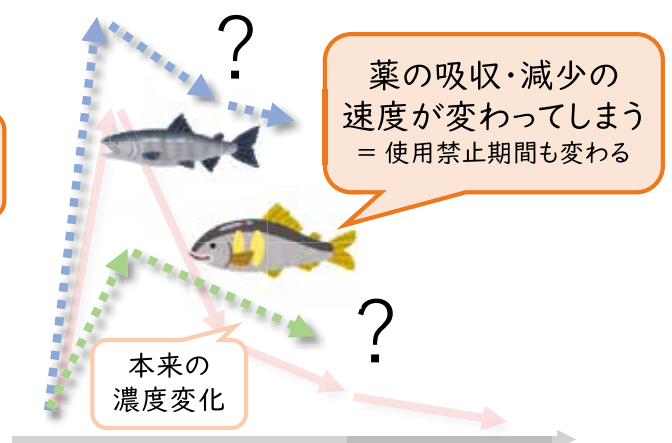
—— 医薬品の残留イメージ ——



• 例えば用量が多いと…



• 使用基準と異なる魚種に使うと…



- 食品中に残留する医薬品が、人の健康に害を及ぼすことのないよう、食品衛生法において、「残留基準」を設定しています。
- 使用基準は、これを守ることで出荷時に水産物中の医薬品成分の濃度が残留基準を下回るよう、厳密な試験や計算により設定されています。
- 使用基準を守って医薬品を使用することで、食べても問題のない水産物として出荷できます。

水産用医薬品の



使用基準

を守りましょう

薬を使う
魚種

用法
用量

使用禁止
期間

使用基準に違反した場合、
「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」
という規定により処罰の対象となります。

使用した魚は回収や廃棄の対象となり
損害は使用者の自己負担となる場合があります。

うっかりミスによる違反を防ぐために
使用記録や従業員同士の情報共有をしっかりと行いましょう。

V ワクチンについて



・治療から予防の時代

- ・過去の魚病対策は、抗菌剤などによる治療が主体でしたが、近年、多くの水産用ワクチンが承認され、「治療から予防へ」の時代に移行しています。
- ・疾病を予防できれば、治療をする必要がなく、抗菌剤の費用などの疾病対応にかかるコストが大幅に軽減できます。
- ・ワクチンは抗菌剤等と比べて、食品中や環境中へ医薬品成分が残留するおそれから、より安全な水産物の生産に役立つというメリットもあります。



水産用ワクチンの使用状況・使用結果の調査への協力をお願い

指導機関が水産用ワクチンの使用状況及び使用結果の調査を実施します。調査結果は、ワクチンの有効性などを評価する上で、貴重な資料となりますので、ご協力をお願いします。

※調査結果はワクチンの品質、有効性及び安全性を定期的に評価するためのみに使用します。

・ワクチンの効果を最大限に引き出すために

- ・ワクチン投与から動物の体内に免疫ができるまでには、数日から1週間程度かかりますので疾病の発生時期、免疫ができるまでの期間を考慮し、投与してください。
(疾病が発生してから水産用ワクチンを投与しても十分な予防効果は得られません。)
- ・ワクチンは、投与する水産動物が健康でなければ十分な免疫ができないため、ワクチンを適正に使うことだけでなく、適切な飼育・衛生管理も重要です。
- ・病気の発生を防ぐには、死魚の取扱い方法の改善、器具(たも網、長靴)や飼育者の手指の消毒、導入魚の隔離などが大変効果的であることが分かっています。

チェック ワクチンは「高価」なのか？

- ・ワクチンの価格は1尾当たり数円～数十円と魚の種類や売値などによっては割高に感じます。
- ・しかしワクチンを接種して死亡や病気を防ぐことにより生産性や品質の向上や治療コストを低減することができるほか、抗菌剤の使用量が減ることで食品安全上のリスクや環境負荷の低減にも貢献できるなど間接的なメリットがたくさんあります。
- ・なにより疾病の発生が減ることで関係者の精神的ストレスが減ることも期待されます。
- ・次ページにワクチンを接種するメリットをまとめましたのでデメリットと合わせてご検討ください。



フロー図でわかる



ワクチンのメリット

ワクチンを接種する



死亡・病気が減る

(接種時に) **チェック**
正確な飼育尾数[✓]がわかる

健康が
保たれる

損耗率の低減・生産性の向上

重要!
飼育者の
精神的
ストレス軽減

正確な
薬投与量
がわかる

正確な
生産量
がわかる

魚の
品質向上

出荷量
の見通しを
立てやすい

池入れ
稚魚数を
節減可能

ポイント
抗菌剤を使う機会が減る

生産計画
の正確性
が上昇

飼育密度
が低減

抗菌剤代
を節減

薬剤耐性
リスク低減

残留
リスク低減

環境負荷
低減

Fantastic!
高品質の魚を
安定して出荷できる

飼育環境
が向上

治療効果
が向上

重要!
食品安全上の
リスク低減

Good job!

販売先からの
信頼性がアップ

更なる病気の低減

消費者・販売先からの
信頼性がアップ
魚の付加価値がアップ

Ⅵ 抗菌剤と薬剤耐性菌について

● 抗菌剤と薬剤耐性菌



- ・抗菌剤は、細菌の構造や増えていく仕組みのどこかを邪魔して、細菌を壊したり、増えるのを抑えたりします。
- ・細菌の仕組みを利用した薬ですので、細菌以外の病原体（ウイルスや真菌など）が原因となる感染症には効果を期待できません。また、すべての細菌にどの抗菌剤も効くということではなく、細菌の種類によって、抗菌剤が効くもの・効かないものがあります。
- ・薬剤耐性菌とは、抗菌剤の存在下でも発育できる細菌のことです。
- ・耐性の仕組みを元々持っている細菌もありますが、他の細菌から耐性の仕組みをもらったり、細菌の構造が突然変わることによって耐性を獲得することがあります。
- ・疾病の原因菌がその疾病の治療薬とされている抗菌剤に対して薬剤耐性を持ってしまうと、いくら投薬しても効果が出ず、疾病が治りにくくなることがあります。

● 抗菌剤の不適切な使用によって … ?

- ① 魚の体内や環境中には、疾病を起こさない細菌も含め、多様な細菌が存在し、ひしめき合っています。耐性菌は、他の細菌よりも弱いため、少数派として細々と生きています。
- ② そこにある抗菌剤を投与すると、抗菌剤に対して抵抗力がある細菌（＝耐性菌）は生き残ることができますが、それ以外の細菌は、死滅したり増殖できなくなったりして、駆逐されていきます。すると、耐性菌にとってはライバルが少なくなり、魚の体内での細菌同士のパワーバランスが崩れます。
- ③ 駆逐された細菌も、また増えようとはしますが、そこに抗菌剤が追加されると、また耐性菌が優位になります。こうして、耐性菌が増えていきます。

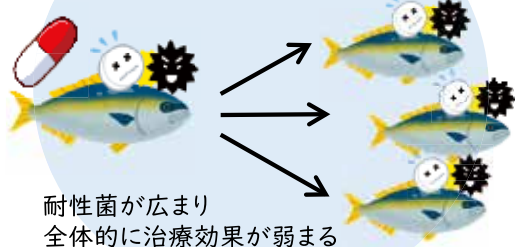
不要な投薬を長期間続けるなどの抗菌剤の不適切な使用は薬剤耐性菌の増加に大きく影響



・薬剤耐性菌が与える影響

① 養殖魚への悪影響

(水産防疫の問題)

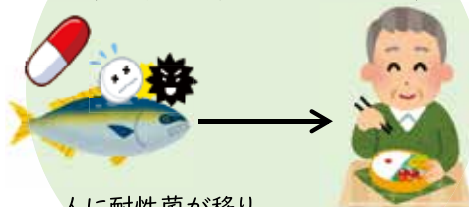


耐性菌が広まり
全体的に治療効果が弱まる

疾病の原因菌に対して効果があるはずの抗菌剤を投薬しても治療効果が得られず生簀内で疾病がまん延してしまう。
⇒ **水産防疫上の問題**

② 人への悪影響

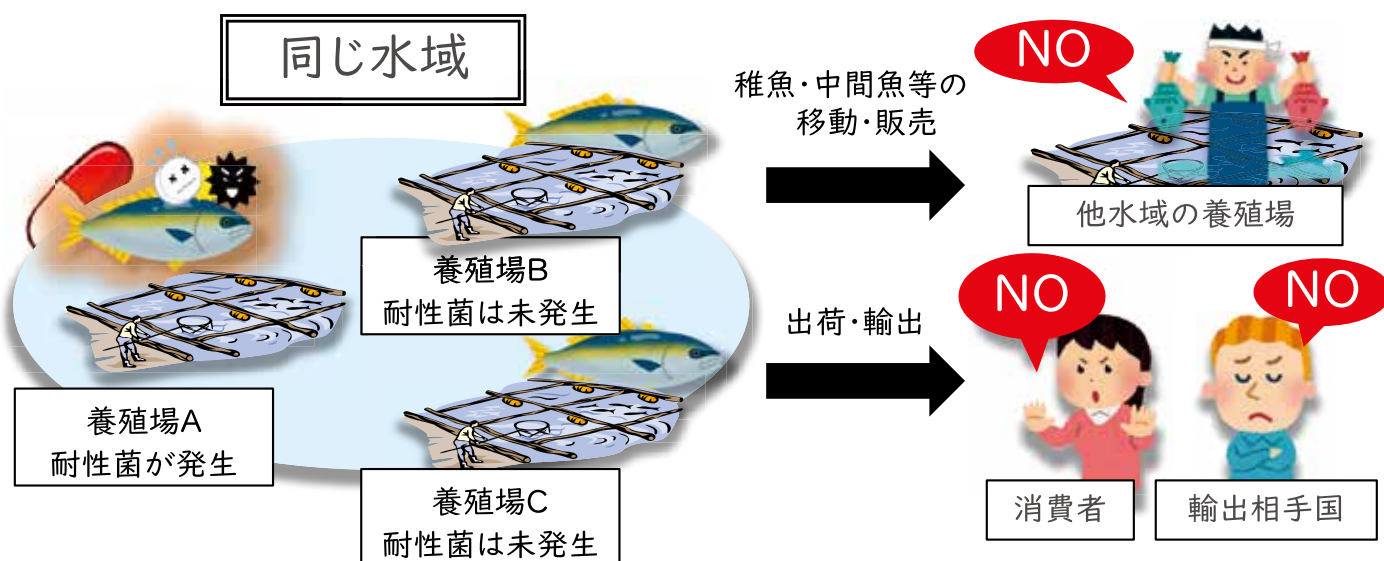
(医療・公衆衛生上の問題)



人に耐性菌が移り
人医療で治療効果が弱まる

耐性菌が水産物を介して人に伝播した場合、人の治療のために使う抗菌剤が十分に効かなくなる可能性がある。
⇒ **人医療上、公衆衛生上の問題**

・薬剤耐性菌の発生による二次的な影響



- ・薬剤耐性菌が発生すると、同じ水域の養殖場も薬剤耐性菌に汚染されているとみなされ、他水域から稚魚や中間魚の購入を拒否された事例があります。
- ・また、薬剤耐性は世界的にも人への影響の面から注目されており、今後、耐性菌の発生が輸出や国内消費者への販売に悪影響を及ぼす可能性も高まっています。

まとめ



薬剤耐性=AMR (Antimicrobial Resistance) 対策にみんなで連携して取り組むことが大切です。

Ⅵ 薬剤耐性対策について

今日からできる薬剤耐性対策！

養殖場において、薬剤耐性菌を増やさない(減らす)取組を行うことが重要

重要!

① 疾病の予防

- ・衛生管理の徹底やワクチンの接種により、魚の健康を維持して疾病の発生を抑えましょう。
- ・疾病が発生せず、抗菌剤で治療する機会が減れば、その分薬剤耐性菌も増加しにくくなります。



② 専門家による診断

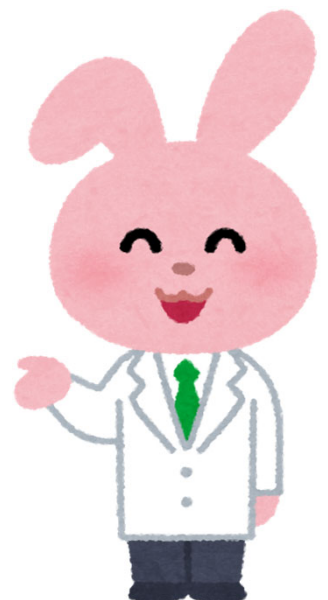
- ・疾病の原因菌によって、効果のある抗菌剤は異なります。また、細菌疾病以外には効きません。
- ・効果的な治療をするには、疾病の原因を特定をすることが何より重要です。できるだけ、水産試験場の魚類防疫員や獣医師などの専門家の診断を受けた上で、投薬を開始しましょう。
- ・投薬中に、症状の経過や医薬品の効果に違和感を感じた場合は、改めて専門家に相談し、原因を再特定しましょう。
- ・薬剤感受性試験をして、疾病の原因菌が本当にその抗菌剤に効果があるかを確認することも重要です。複数の抗菌剤が承認されている場合は、専門家に相談の上、必要に応じて別の抗菌剤に切り替えて使う「サイクリング療法」を実施しましょう。

③ 適正使用、そして「慎重使用」へ

- ・適正使用とは、法令及び用法用量を遵守し、使用上の注意に従って使用すること
慎重使用とは、適正使用よりも更に注意して抗菌剤を使用することです。
- ・自身の判断で用量を少なくしたり投薬を中止することは、疾病の原因菌の再増加を助長するだけでなく、薬剤耐性菌を増加させる原因にもなりますので、やめましょう。
- ・疾病がまったく発生していないにもかかわらず、健康な魚に対して抗菌剤を予防的に投与することはやめ、適切な診断に基づいて、真に必要な場合のみ抗菌剤を使用しましょう。

④ 記録をつける

- ・毎日、魚の健康観察を行い、魚の導入歴や死亡数、異状を記録しているのと同じように、医薬品の使用についても、使用の都度、記録するようにしましょう。
- ・記録によって、自身で振り返って過去の状況を確認できるのはもちろんのこと、従業員同士での情報共有や、専門家に相談をする際にも役に立ちます。



● 薬剤感受性試験を行いたいときは

- 薬剤感受性試験を行うには、培養器や専用の資材等が必要で、現場で行うのは難しいため、水産試験場などの指導機関に依頼して実施してもらいましょう。
- 薬剤感受性試験は、菌の培養などに数日かかるため、日数に余裕をもって行い、試験中の防疫対策についても水産試験場などと相談しておきましょう。
- 農林水産省は、薬剤感受性試験の手技手法などをとりまとめた「水産分野における薬剤感受性試験マニュアル」を作成し、ホームページに公開しています。



● 農林水産省はどんな薬剤耐性対策をしているの？

- 農林水産省では、養殖水産動物の薬剤耐性の動向を調査・監視するために、水産分野における薬剤耐性モニタリングを実施しています。
- 薬剤耐性モニタリングでは、全国の養殖場や都道府県の水産試験場等にサンプリングにご協力いただき、対象とする菌と薬剤の薬剤感受性試験を行うことで、日本全体の薬剤耐性率の推移をモニタリングしています。引き続き、サンプリングにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
- 他にも、関係省庁とともに2016年に策定し、5年に1回見直しを行うこととしている、「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」で定めた6つの目標ごとに、様々な取組を実施しています。詳しくは農林水産省のホームページをご覧ください。

調べてみよう ～農林水産省の薬剤耐性対策の取組～

薬剤耐性における農林水産省の取組などについて、アクションプランの6つの目標別に説明しています。人医療分野でのAMR対策、海外でのAMR対策に関連する情報等も掲載しています。

1 普及啓発 >

2 動向調査・監視 >

3 感染予防 >

4 適正使用
慎重使用 >

5 研究開発 >

6 国際協力 >

動物に使用する抗菌性物質について



VIII 承認されている水産用医薬品



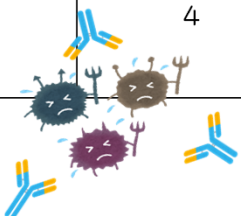
1. 水産用ワクチン

表1 魚種別一覧

(令和8年1月31日現在)

① ぶり属魚類のワクチン

抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	アマリン レンサ	α 溶血性レンサ球菌症	経口投与	平均魚体重約100~400gの健康なぶり属魚類に魚体重1kg当たり、1日量としてワクチン0.5mLを飼料に混ぜて5日間経口投与。なお、3ヶ月以上の免疫効果を得るためには、初回投与約3ヶ月後、魚体重1kg当たり、1日量としてワクチン0.125mLを飼料に混ぜて5日間経口投与。	-
	Mバック レンサ注	α 溶血性レンサ球菌症	注射	ぶり属魚類(体重約30g~300g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-
	マリンジェンナー レンサI	α 溶血性レンサ球菌症	注射	ぶり属魚類(体重30g~300g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
2種	ピシバック注 レンサ α 2	① I型 α 溶血性レンサ球菌症 ② II型 α 溶血性レンサ球菌症	注射	体重約10g~約1kgのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
	“京都微研” マリナコンビ-2	① α 溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病	注射	平均魚体重30g~300gのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
3種	ピシバック注 3混	① イリドウイルス病 ② J-O-3型ビブリオ病 ③ α 溶血性レンサ球菌症	注射	体重約10g~約860gのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
	ピシバック注 レンサ α 3 oil	① I型 α 溶血性レンサ球菌症 ② II型 α 溶血性レンサ球菌症 ③ III型 α 溶血性レンサ球菌症	注射	体重約20g~約1kgのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、本ワクチン0.1mLを1回注射。	-
4種	“京都微研” マリナー4	① α 溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病 ③ 類結節症 ④ イリドウイルス病	注射	麻酔した魚体重約30~300gのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
	ピシバック注 4	① I型 α 溶血性レンサ球菌症 ② II型 α 溶血性レンサ球菌症 ③ J-O-3型ビブリオ病 ④ イリドウイルス病	注射	体重約10g~約1kgのぶり属魚類の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-



② ぶり及びかんぱちのワクチン



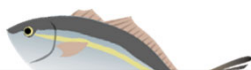
抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
3種	マリンジェンナー イリドビブレン 3混	① イリドウイルス病 ② J-O-3型ビブリオ病 ③ α溶血性レンサ球菌症	注射	ぶり又はかんぱち(約10g～約100g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-

③ ぶりのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	マリンジェンナー Ⅱ型レンサ	Ⅱ型α溶血性レンサ球菌症	注射	ぶり(約20g～約100g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
2種	ピシバック注 ビブリオ+レンサ	① α溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病	注射	体重約30g～約2kgのぶりの腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
4種	ピシバック注 LVPR/oil	① α溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病 ③ 類結節症 ④ イリドウイルス病	注射	体重約20g～約1kgのぶりの腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
5種	ピシバック注 5 oil	① I型α溶血性レンサ球菌症 ② II型α溶血性レンサ球菌症 ③ J-O-3型ビブリオ病 ④ 類結節症 ⑤ イリドウイルス病	注射	体重約20g～約1kgのぶりの腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-

④ かんぱちのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
2種	マリンジェンナー ビブレン	① α溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病	注射	平均魚体重約30g～約300gのかんぱちの腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
3種	ピシバック注 LVS	① α溶血性レンサ球菌症 ② J-O-3型ビブリオ病 ③ ストレプトコッカス・ジスガラクチエ感染症	注射	体重約20g～約1.3kgのかんぱちの腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-

⑤ まだいのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	マリンジェンナー イリド	イリドウイルス病	注射	まだい(約5g～約100g)の筋肉内に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射。	-
2種	ピシバック注 イニエ+イリド	① β溶血性レンサ球菌症 ② イリドウイルス病	注射	まだい(体重約5～約50g)の筋肉内又は腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-

※本表で「Ⅱ型」及び「Ⅲ型」と記していないα溶血性レンサ球菌症はすべてI型のα溶血性レンサ球菌症を指します。

⑥ まはた及びくえのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	オーシャンテクト VNN	ウイルス性神経壊死症 (血清型C型)	注射	平均体重8~128gの健康なまはたの腹腔内に、1尾あたり0.1mLを1回注射。	-
			注射	平均体重7~180gの健康なくえの腹腔内に、1尾あたり0.1mLを1回注射。	-

⑦ ひらめ及びかわはぎのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	Mバックイニエ	β 溶血性レンサ球菌症	注射	ひらめ(体重約30~300g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-
			注射	かわはぎ(体重約5~100g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-

⑧ ひらめのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	マリンジェンナー ヒラレニ1	β 溶血性レンサ球菌症	注射	ひらめ(体重約30~300g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-
3種	松研Mバック IPレンサ	① β 溶血性レンサ球菌症 ② ストレプトコッカス・パラウベリス(I型)感染症 ③ ストレプトコッカス・パラウベリス(II型)感染症	注射	ひらめ(体重約30~約300g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-

⑨ かわはぎのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
2種	マリンジェンナー カワハギ $\alpha\beta$	① α 溶血性レンサ球菌症 ② β 溶血性レンサ球菌症	注射	かわはぎ(体重約10g~約160g)の腹腔内に連続注射器を用い、0.1mLを注射。	-

⑩ さけ科魚類のワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
2種	ピシバック ビブリオ	① J-O-1型ビブリオ病 ② J-O-3型ビブリオ病	浸漬	ワクチンを飼育水で10倍に希釈し、これを使用ワクチン液とする。使用ワクチン液1,000mL当たり総体重500g以下の魚を通気しながら2分間浸漬。使用ワクチン液は10回まで反復して使用可能。	-

⑪ あゆのワクチン



抗原	医薬品名	対象疾病	用法	用量	使用基準
1種	アユ・ビブリオ病 不活化ワクチン “日生研”	ビブリオ病	浸漬	10倍希釈時は1,000mL当たり総体重500g以下のあゆを通気しながら2分間浸漬。100倍希釈時は1,000mL当たり総体重200g以下のあゆを通気しながら10分間浸漬。10倍希釈使用ワクチン液は10回まで反復して使用可能。	-
	ピシバック VA アユ	ビブリオ病	浸漬	10倍希釈時は1,000mL当たり総体重500g以下のあゆを通気しながら2分間浸漬。100倍希釈時は1,000mL当たり総体重200g以下のあゆを通気しながら10分間浸漬。10倍希釈使用ワクチン液は10回まで反復して使用可能。	-

※本表で「II型」及び「III型」と記していない α 溶血性レンサ球菌症はすべてI型の α 溶血性レンサ球菌症を指します。

表2 魚種別・疾病別一覧

魚種	製剤名	製造販売業者 (メーカー)	投与方法	アジュバント	ピブリオ病	(I型) αレンサ 球菌症	II型 αレンサ 球菌症	III型 αレンサ 球菌症	β レンサ 球菌症	イリド ウイルス 病	類結 節症	S. パラウ ペリス	S. ジスガラ クチエ	VNN
ぶり属	アマリン レンサ	日生研(株)	経口			○								
	Mバック レンサ 注	松研薬品工業(株)	注射			○								
	マリンジェンナー レンサI	バイオ科学(株)	注射			○								
	ピシバック 注 レンサα2	共立製薬(株)	注射			○	○							
	"京都微研"マリナコンビー2	(株)微生物化学研究所	注射		○	○								
	ピシバック 注 3混	共立製薬(株)	注射		○	○				○				
	ピシバック 注 レンサα3 oil	共立製薬(株)	注射	有		○	○	○						
	"京都微研"マリナ-4	(株)微生物化学研究所	注射	有	○	○				○	○			
	ピシバック 注 4	共立製薬(株)	注射		○	○				○				
	マリンジェンナー イリドピブレン3混	バイオ科学(株)	注射		○	○				○				
ぶり	マリンジェンナー II型レンサ	バイオ科学(株)	注射				○							
	ピシバック 注 ビブリオ+レンサ	共立製薬(株)	注射		○	○								
	ピシバック 注 LVPR/oil	共立製薬(株)	注射	有	○	○				○				
	ピシバック 注 5 oil	共立製薬(株)	注射	有	○	○	○			○				
かんぱち	マリンジェンナー ビブレン	バイオ科学(株)	注射		○	○								
	ピシバック 注 LVS	共立製薬(株)	注射		○	○						○		
まだい	マリンジェンナー イリド	バイオ科学(株)	注射							○				
	ピシバック 注 イニエ+イリド	共立製薬(株)	注射						○	○				
まはた・くえ ひらめ・ かわはぎ	オーシャンテクトVNN	日生研(株)	注射											○
	Mバックイニエ	松研薬品工業(株)	注射						○					
ひらめ	マリンジェンナー ヒラレンI	バイオ科学(株)	注射						○					
	松研Mバック IPレンサ	松研薬品工業(株)	注射						○			○		
かわはぎ	マリンジェンナー カワハギαβ	バイオ科学(株)	注射			○			○					
	ピシバック ビブリオ	共立製薬(株)	浸漬		○									
さけ科	アユ・ヒブ病不活化ワクチン"日生研"	日生研(株)	浸漬		○									
	ピシバック VA アユ	共立製薬(株)	浸漬		○									
あゆ														

2. 水産用抗菌剤及びその他一般薬（駆虫剤、麻酔剤、消毒剤など）

表3 製剤別一覧

分類	成分名	製剤名	製造販売業者（メーカー）	使用基準
抗菌剤	アンピシリン (ABPC)	水産用アンピシリン5倍散「あすか」	あすかアニマルヘルス株式会社	●
		水産用アンピシリン10倍散「あすか」	あすかアニマルヘルス株式会社	●
		水産用アンピシリン10%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用アンピシリン20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用アンピシリン散「コーキン」	コーキン化学株式会社	●
		水産用アンピシリン散「コーキン」100	コーキン化学株式会社	●
		水産用アンピシリン散「コーキン」200	コーキン化学株式会社	●
		水産用アンピシリン散「TG」5%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用アンピシリン散「TG」10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用アンピシリン散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用アンピシリン10%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用アンピシリン20%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用アンピシリン100「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
		水産用アンピシリン200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
塩酸オキシテトラサイクリン (OTC)	水産用OTC20%「あすか」NC	水産用OTC20%「あすか」NC	あすかアニマルヘルス株式会社	●
		水産用OTC散10%「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用OTC散20%「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用OTC散50%「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用OTC散「コーキン」	コーキン化学株式会社	●
		水産用OTC散「コーキン」200	コーキン化学株式会社	●
		水産用OTC散200W	コーキン化学株式会社	●
		水産用OTC散「TG」10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用OTC散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用OTC散「TG」40%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用OTC20%「バイオ」NC	バイオ科学株式会社	●
		水産用OTC50%「バイオ」NC	バイオ科学株式会社	●
アルキルトリメチル アンモニウムカルシウム オキシテトラサイクリン (QTC)	水産用QTC10%散「KS」	水産用QTC10%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用QTC20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用OTC-Q散「TG」10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用OTC-Q散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用QTC20%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用OTC-Q200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
塩酸ドキシサイクリン (DOX)	水産用ドキシサイクリン5%「バイオ」	水産用ドキシサイクリン5%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用ドキシサイクリン20%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
エリスロマイシン (EM)	水産用エリスロマイシン5倍散「あすか」	水産用エリスロマイシン5倍散「あすか」	あすかアニマルヘルス株式会社	●
		水産用エリスロマイシン20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用エリスロマイシン散「コーキン」	コーキン化学株式会社	●
		水産用エリスロマイシン散「コーキン」200	コーキン化学株式会社	●
		水産用エリスロマイシン散100W	コーキン化学株式会社	●
		水産用エリスロマイシン散200W	コーキン化学株式会社	●
		エリスロ・100	株式会社東理	●
		水産用エリスロマイシン散「TG」	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「TG」40%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「TG」白10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「TG」白20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「黒」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン散「黒」40%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用エリスロマイシン20%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用エリスロ100「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
		水産用エリスロ200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
		水産用エリスロ400「リケン」フレーバー	リケンベッツファーマ株式会社	●
塩酸リンコマイシン (LCM)	水産用リンコマイシン10%散「KS」	水産用リンコマイシン10%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用リンコマイシン20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用リンコマイシン散「コーキン」	コーキン化学株式会社	●
		水産用リンコマイシン散「コーキン」200	コーキン化学株式会社	●
		水産用リンコマイシン散「TG」10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用リンコマイシン散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用リンコマイシン20%「バイオ」	バイオ科学株式会社	●
		水産用リンコマイシン200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
ホスホマイシンカルシウム (FOM)	水産用ホスミン10%	明治アニマルヘルス株式会社	●	
オキシソリン酸 (OA)	水産用オキシソリン酸10%散「KS」	水産用オキシソリン酸10%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用オキシソリン酸20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用オキシソリン酸	コーキン化学株式会社	●

分類	成分名	製剤名	製造販売業者(メーカー)	使用基準
抗菌剤 (続き)	オキシリン酸 (OA) (続き)	水産用パラザンD	物産アニマルヘルス株式会社	●
		水産用パラザン油剤	物産アニマルヘルス株式会社	●
		水産用パラザン10%	松村薬品工業株式会社	●
		水産用オキシリン酸懸濁液50「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
		水産用オキシリン酸懸濁液200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
	スルファモノメトキシ 又はそのナトリウム塩 (SMMX)	水産用スルファモノメトキシソーダ純末「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用ダイメトン散	明治アニマルヘルス株式会社	●
		水産用ダイメトンソーダ	明治アニマルヘルス株式会社	●
	スルファモノメトキシ及び オルメトプリムの合剤	水産用エクテシン	明治アニマルヘルス株式会社	●
	スルフィンゾールナトリウム (SIZ)	イスランソーダ	MSDアニマルヘルス株式会社	●
	チアンフェニコール (TP)	水産用チアンフェニコール20%散「KS」	共立製薬株式会社	●
		水産用チオファーム100	コーキン化学株式会社	●
		水産用チオファーム200	コーキン化学株式会社	●
		水産用チアンフェニコール散「TG」10%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用チアンフェニコール散「TG」20%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用チアンフェニコール散「TG」40%	株式会社トーヨー技術研究所	●
		水産用チアンフェニコール20%「パイオ」	パイオ科学株式会社	●
		水産用チアンフェニコール200「リケン」	リケンベッツファーマ株式会社	●
	フロルフェニコール (FF)	アクアフェン	MSDアニマルヘルス株式会社	●
		水産用フロルフェニコール2%液「KS」	共立製薬株式会社	●
水産用フロルフェニコール散「コーキン」		コーキン化学株式会社	●	
水産用バシックスFf25「リケン」		リケンベッツファーマ株式会社	●	
水産用バシックスFf40		リケンベッツファーマ株式会社	●	
水産用フロルフェニコール25「リケン」		リケンベッツファーマ株式会社	●	
水産用フロルフェニコール40「リケン」		リケンベッツファーマ株式会社	●	
駆虫剤	トリクロロン	水産用マゾテン	アリスタヘルスアンドニュートリションサイエンス株式会社	●
		水産用トリクロロンガード	リケンベッツファーマ株式会社	●
	プラジクアンテル	水産用ベネサル	あすかアニマルヘルス株式会社	●
		ハダクリーン	MSDアニマルヘルス株式会社	●
		水産用プラジガード・フレーバー	リケンベッツファーマ株式会社	●
	水産用プラジクアンテル	リケンベッツファーマ株式会社	●	
	塩化リゾチーム	水産用ポトチーム	あすかアニマルヘルス株式会社	-
	過酸化水素	マリンサワーSP	株式会社片山化学工業研究所	-
		マリンサワーSP30	株式会社片山化学工業研究所	-
		マリンサワーSP45	株式会社片山化学工業研究所	-
		ムシオチール	共立製薬株式会社	-
	サカナガード	保土谷化学工業株式会社	-	
	フェバンテル	マリンバンテル	明治アニマルヘルス株式会社	●
	ピルビン酸メチル	マリンディップ	共立製薬株式会社	●
	アルベンダゾール	スポチール100及び200	共立製薬株式会社	●
麻酔剤	オイゲノール	FA100	リケンベッツファーマ株式会社	-
	フェノキシエタノール	パイオネンネ	パイオ科学株式会社	●
消毒剤	ポビドンヨード	水産用ポビドンヨード10%「KS」	共立製薬株式会社	-
		水産用イソジン液10%※	iNova Pharmaceuticals Japan 株式会社	-
	プロノポール	パイセス※	MSDアニマルヘルス株式会社	-
パイセスA※	CZ Vaccines S.A.U.	-		
肝臓疾患 用剤	ウルソデオキシコール酸	ウルソデオキシコール酸「科飼研」5%	株式会社科学飼料研究所	-
		水産用ウルソデオキシコール酸5%「KS」	共立製薬株式会社	-
		水産用ウルソデオキシコール酸10%「KS」	共立製薬株式会社	-
		ウルソー5%	物産アニマルヘルス株式会社	-
		ウルソー10%	物産アニマルヘルス株式会社	-
		ウルソーコール酸5%<BIO>	パイオ科学株式会社	-
		ウルソーコール酸10%<BIO>	パイオ科学株式会社	-
		水産用ウルソーコール酸5%<BIO>	パイオ科学株式会社	-
		水産用ウルソーコール酸10%<BIO>	パイオ科学株式会社	-
		グルタチオン	水産用アトモレート散	あすかアニマルヘルス株式会社
	水産用アトモレート散S		あすかアニマルヘルス株式会社	-
	水産用グルタチオン2%散「KS」		共立製薬株式会社	-
	水産用グルタチオン4%散「KS」		共立製薬株式会社	-
	水産用グルタチオン10%散「KS」	共立製薬株式会社	-	
水産用グルタチオン20%散「KS」	共立製薬株式会社	-		
ビタミン	ビタミンE	サビアランE	王子ファーマ株式会社	-
	ビタミンA,D,E	プロキストADE	株式会社養日化学研究所	-
	ビタミンA,D,E	ロビソールAD3Eオーラル,タイプ50	日本全薬工業株式会社	-
	ビタミンB群	パンカルG散	明治アニマルヘルス株式会社	-
体外診断用医薬品	NNV検出キット「科飼研」	株式会社科学飼料研究所	-	

※パイセス、パイセスA及び水産用イソジン液10%は、承認されている製剤ですが、販売は終了しています。

●印:使用基準が設定されている魚種及び有効成分です。

表4 魚種別一覧



① すずき目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

ぶり、まだい、まあじ、かんぱち、すずき、しまあじ、ひらまさ、くろまぐろ、ぶりひら、ひらあじ、くろだい、ちだい、へだい、いしがきだい、ふえふきだい、こしょうだい、にぎだい、すぎ、おおにべ、にべ、きじはた、くえ、あら、いさき、まさば、ごまさば、めじな、ティラピア など

効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
すずき目魚類	ビブリオ病	抗菌剤	チアンフェニコール	経口	50 mg/kg・日	5~7日間	15日間	●
			スルファモノメトキシシ 又はそのナトリウム塩	経口	200 mg/kg・日	-	15日間	●
			塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg (カ価)/kg・日	-	30日間	●
			アルキルトリメチルアンモニウム カルシウムオキシテトラサイクリン	経口	50 mg (カ価)/kg・日	-	20日間	●
	類結節症	抗菌剤	オキシリン酸	経口	30 mg/kg・日	5~7日間	16日間	●
			オキシリン酸(懸濁水性剤)	経口	20 mg/kg・日	-	16日間	●
			チアンフェニコール	経口	50 mg/kg・日	5~7日間	15日間	●
			フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	5日間	●
			ホスホマイシンカルシウム	経口	40 mg (カ価)/kg・日	6日間	15日間	●
			アンピシリン	経口	20 mg (カ価)/kg・日	★	5日間	●
	エドワジエラ症	抗菌剤	ホスホマイシンカルシウム	経口	40 mg (カ価)/kg・日	6日間	15日間	●
	連鎖球菌症	抗菌剤	フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	5日間	●
			塩酸リンコマイシン	経口	40 mg (カ価)/kg・日	★	10日間	●
			アルキルトリメチルアンモニウム カルシウムオキシテトラサイクリン	経口	50 mg (カ価)/kg・日	-	20日間	●
			塩酸ドキシサイクリン	経口	50 mg (カ価)/kg・日	3~7日間	20日間	●
			エリスロマイシン	経口	50 mg (カ価)/kg・日	5日間	30日間	●
	ノカルジア症	抗菌剤	スルファモノメトキシシ 又はそのナトリウム塩	経口	50 mg/kg・日	-	15日間	●
	べこ病	駆虫剤	アルベンダゾール	経口	40 mg/kg・日	5日間	14日間	●
	はだむし症 (ベネデニア・セリオレ)	駆虫剤	プラジクアンテル	経口	150 mg/kg・日	3日間	10日間	●
過酸化水素			薬浴	(製品により異なりますので製薬 メーカーHPなどでご確認ください)	-	-	-	
はだむし症 (ネオベネデニア・ジレレ)	駆虫剤	過酸化水素	薬浴	現場海水1m ³ 当たり 163~217g 30分間	-	-	-	
えらむし症 (ビバギナ・タイ)	駆虫剤	過酸化水素	薬浴	(製品により異なりますので製薬 メーカーHPなどでご確認ください)	-	-	-	
住血吸虫症 (カルジコラ・オピストルキス)	駆虫剤	プラジクアンテル	経口	15 mg/kg・日	3日間	10日間	●	
餌料性肝臓障害	その他	グルタチオン	経口	20 mg/kg・日	-	-	-	
-	麻酔剤	フェノキシエタノール	薬浴	海水1L当たり0.3mL	-	1日間	●	
ぶり属	えらむし症 (ヘテラキシネ・ヘテロセルカ、 ゼウクサプタ・ジャポニカ)	駆虫剤	フェバンテル	経口	10 mg/kg・日	5日間	13日間	●
ぶりのみ	ビブリオ病 類結節症	抗菌剤	スルフィンゾールナトリウム	経口	200 mg/kg・日	-	10日間	●
	ノカルジア症	抗菌剤	スルフィンゾールナトリウム	経口	50 mg/kg・日	-	10日間	●
まだいのみ	白点病	駆虫剤	塩化リゾチーム	経口	20 mg(カ価)/kg・日	7日間	休薬期間 :3日間	-

② にしん目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

ぎんざけ、にじます、やまめ、あまご、いわな、さくらます、さつきます、あゆ、わかさぎ など
 ※現在の分類学ではさけ目やきゅうりゅうお目等に分類される魚種もありますが、
 水産用医薬品の分類については平成3年に設定した方法を採用しています。



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
にしん目魚類 (淡水・海水・あゆを含む)	魚卵消毒	消毒剤	ブロナポール※	薬浴	【連日薬浴】 :飼育水1L当たり0.1mL、1日1回30分間 連続薬浴する 【間けつ薬浴】 :飼育水1L当たり0.2mL、1日1回30分間、 隔日若しくは3日に1度薬浴する	—	—	—
にしん目魚類 (海水中で養殖されているもの)	ビブリオ病	抗菌剤	オキシリン酸	経口	20 mg/kg・日	3~5日間	21日間	●
			塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg (力価)/kg・日	—	30日間	●
にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの)	せつそう病	抗菌剤	オキシリン酸	経口	10 mg/kg・日	5~7日間	21日間	●
			オキシリン酸	経口	20 mg/kg・日 (ビブリオ病) 10 mg/kg・日 (せつそう病)	3~5日間 5~7日間	21日間	●
にしん目魚類 (淡水中で養殖されているもの、あゆを除く)	ビブリオ病 せつそう病	抗菌剤	フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	14日間	●
			スルファモノメトキシ 又はそのナトリウム塩	経口	150 mg/kg・日	—	30日間	●
			スルファモノメトキシナトリウム	薬浴	1%食塩水1t当たり10kg	10分間	15日間	●
			塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg (力価)/kg・日	—	30日間	●
			冷水病	抗菌剤	フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間
連鎖球菌症	抗菌剤	塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg (力価)/kg・日	—	30日間	●	
さけ科魚類のみ	魚卵消毒	消毒剤	ポビドンヨード※	薬浴	50 mL/10L	15分間	—	—
にじますのみ	ビブリオ病 冷水病	抗菌剤	スルフィソゾールナトリウム	経口	200 mg/kg・日	—	15日間	●
あゆのみ	ビブリオ病	抗菌剤	オキシリン酸	経口	20 mg/kg・日	★	14日間	●
			オキシリン酸	薬浴	水1t当たり10g	5時間	14日間	●
			フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	14日間	●
			スルファモノメトキシ 又はそのナトリウム塩	経口	100 mg/kg・日	—	15日間	●
			スルファモノメトキシ 及びオルメトプリム配合剤	経口	50 mg/kg・日	5~6日間	15日間	●
			スルフィソゾールナトリウム	経口	200 mg/kg・日	—	15日間	●
	せつそう病	抗菌剤	スルファモノメトキシ 又はそのナトリウム塩	経口	100 mg/kg・日	—	15日間	●
	冷水病	抗菌剤	フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	14日間	●
スルフィソゾールナトリウム			経口	200 mg/kg・日	—	15日間	●	
エドワジエラ・イクタルリ感染症	抗菌剤	フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	14日間	●	

※パイセス、パイセスA及び水産用イソジン液10%は、承認されている製剤ですが、販売は終了しています。

★印:製品により投与期間が異なるものです。製薬メーカーHPなどご確認ください。

●印:使用基準が設定されている魚種及び有効成分です。

③ こい目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

こい、どじょう、なまず、ふな、ほんもろこ など

※現在の分類学ではなまず目等に分類される魚種もありますが、水産用医薬品の分類については平成3年に設定した分類方法を採用しています。



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
こい目魚類	エロモナス病	抗菌剤	オキシリン酸	経口	10 mg/kg・日	5～7日間	28日間	●
こいのみ	カラムナリス病	抗菌剤	スルフィンゾールナトリウム	経口	200 mg/kg・日	—	10日間	●
こい、ふなのみ	イカリムシ症 うおじらみ症	駆虫剤	トリクロルホン(メトリホナート)	薬浴	飼育水1t当たり0.3g	—	5日間	●

④ うなぎ目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

うなぎ、あなご など



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
うなぎ目魚類	鰭赤病	抗菌剤	オキシリン酸 ※1	経口	20 mg/kg・日	4～6日間	25日間	●
			スルファモノメトキシ 又はそのナトリウム塩 ※2	経口	200 mg/kg・日	—	30日間	●
	赤点病	抗菌剤	オキシリン酸 ※1	経口	5 mg/kg・日	3～5日間	25日間	●
	パラコロ病	抗菌剤	オキシリン酸 ※1	経口	20 mg/kg・日	5日間	25日間	●
			フロルフェニコール	経口	10 mg/kg・日	5日間	7日間	●
スルファモノメトキシ 及びオルメトプリム配合剤 ※3			経口	50 mg/kg・日	5～7日間	37日間	●	
			塩酸オキシテトラサイクリン ※2	経口	50 mg(カ価)/kg・日	—	30日間	●
うなぎのみ	パラコロ病	抗菌剤	オキシリン酸 ※1	薬浴	水1t当たり5g・6時間	—	25日間	●
	イカリムシ症	駆虫剤	トリクロルホン(メトリホナート)	薬浴	飼育水1t当たり0.2g	—	5日間	●

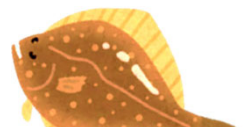
※1 ウナギにあっては飼育水の交換率が1日平均 50%以上の条件下に 25日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

※2 ウナギにあっては体重100g以下のものについては 30日間、体重100gを超えるものについては、飼育水の交換率が1日平均 40%以上の条件下に 30日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

※3 ウナギにあっては体重100g以下のものについては 37日間、体重100gを超えるものについては、飼育水の交換率が1日平均 40%以上の条件下に 37日間おこななければ食用に供するために水揚げしてはならない。

⑤ きれい目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

ひらめ、ほしがれい、まこがれい、まつかわ など



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
きれい目魚類	連鎖球菌症	抗菌剤	塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg(カ価)/kg・日	—	40日間	●
			アルキルトリメチルアンモニウム カルシウムオキシテトラサイクリン	経口	50 mg(カ価)/kg・日	—	40日間	●

⑥ ふぐ目魚類に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬

とらふぐ、かわはぎ、うまづらはぎ など



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
ふぐ目魚類	ピブリオ病	抗菌剤	塩酸オキシテトラサイクリン	経口	50 mg (力価)/kg・日	—	40日間	●
	えらむし症 (ヘテロボツリウム・オカモトイ)	駆虫剤	過酸化水素	薬浴	(製品により異なりますので製薬メーカーHPなどでご確認ください)	—	—	—
			フェバンテル	経口	25 mg/kg・日	5日間	21日間	●
	はだむし症 (ネオベネデニア・ジレレ)	駆虫剤	過酸化水素	薬浴	(製品により異なりますので製薬メーカーHPなどでご確認ください)	—	—	—
	カリグス症 (カリグス・フグ (=シュードカリグス・フグ))	駆虫剤	ピルビン酸メチル	薬浴	海水1m ³ 当たり300mL	15分間	1日間	●
過酸化水素			薬浴	(製品により異なりますので製薬メーカーHPなどでご確認ください)	—	—	—	

⑦ 魚類全体に使用できる水産用抗菌剤及びその他一般薬



効能効果		医薬品		用法・用量		投与期間	使用禁止期間	使用基準
対象魚種	対象疾病	区分	有効成分	投与方法	用量			
魚類	肝機能減退による発育障害	肝疾患用剤	ウルソデオキシコール酸	経口	20 mg/kg・日	—	—	—
	ビタミンE欠乏症	ビタミン剤	ビタミンE:トコフェロール及び酢酸エステル	経口	ビタミンEとして 100 mg/kg・日	—	—	—
	脂溶性ビタミン欠乏症	ビタミン剤	ビタミンA:レチノールパルミチン酸エステル ビタミンD:コレカルシフェロール ビタミンE:トコフェロール酢酸エステル	経口	(製品により異なりますので製薬メーカーHPなどでご確認ください)	—	—	—
	水溶性ビタミン欠乏症	ビタミン剤	ビタミンB2:リボフラビン ビタミンB3:ニコチン酸アミド配合 ビタミンB5:パントテン酸カルシウム ビタミンB6:塩酸ピリドキシン	経口	2 g/kg・日	—	—	—
魚類及び甲殻類	—	麻酔剤	オイゲノール	薬浴	魚類:1/5,000~ 1/20,000希釈	—	休薬期間: 7日間	—
					甲殻類:1/2,000~ 1/4,000希釈	—	休薬期間: 10日間	—

★印:製品により投与期間が異なるものです。製薬メーカーHPなどでご確認ください。

●印:使用基準が設定されている魚種及び有効成分です。

注意

- ※ 用量には特に断りのない場合、1日に投与する有効成分の量で投与できる最大量を記載しています。
- ※ 投与期間が書かれていない場合でも、使用上の注意で最大投与期間が決められていることがありますので、使用上の注意は必ず読んでください。
- ※ 使用に際しては添付文書等に記載されている用法・用量に従って適正に使用してください。

表5 有効成分別一覧

区分	有効成分※1 (投与方法・略記号)	対象魚種											
		すずき目	にしん目 (海水)	にしん目 (淡水) (あゆを除く)	あゆ	こい目	うなぎ目	かれい目	ふぐ目				
抗 菌 剤	アンピシリン (ABPC)	類結節症	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	塩酸オキシテトラサイクリン (OTC)	ビブリオ病	ビブリオ病	せつそう病 ビブリオ病 連鎖球菌症	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン (QTC)※2	連鎖球菌症 ビブリオ病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	塩酸ドキシサイクリン (DOX)	連鎖球菌症	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	エリスロマイシン (EM)	連鎖球菌症	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	塩酸リンコマイシン (LCM)	連鎖球菌症	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	ホスホマイシンカルシウム (FOM)	類結節症 エドワジエラ症	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	オキソリン酸 (OA)※2	類結節症	せつそう病 ビブリオ病	せつそう病 ビブリオ病	せつそう病 ビブリオ病	ビブリオ病	エロモナス病	ひれ赤病 赤点病 パラコロ病	×	×	×	×	×
	オキソリン酸 (OA) (薬浴)※2	×	×	×	×	×	×	パラコロ病 (うなぎのみ)	×	×	×	×	×
	スルファモノメトキシシン又はスルファモノメトキシシンナトリウム (SMMX)	ビブリオ病 ノカルジア症	×	×	せつそう病 ビブリオ病	×	×	せつそう病 ビブリオ病	×	×	×	×	×
スルファモノメトキシシン又はスルファモノメトキシシンナトリウム (SMMX) (薬浴)	×	×	せつそう病 ビブリオ病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
スルファモノメトキシシン及びオルメトプリアムの配合剤	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
スルファイソゾールナトリウム (SIZ)	類結節症 ビブリオ病 ノカルジア症 (ぶりのみ)	×	ビブリオ病 冷水病 (にじますのみ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
チアンフェニコール (TP)	類結節症 ビブリオ病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
フロルフェニコール (FF)※2	類結節症 連鎖球菌症	×	×	せつそう病 ビブリオ病 冷水病	×	×	×	×	×	×	×	×	×
				ビブリオ病 冷水病 エドワジエラ・ イクタルリ感染症	×	×	×	×	×	×	×	×	×

表6 対象魚種を間違いない水産用抗菌剤一覧



同じ有効成分でも製剤によって対象魚種が異なる場合があるため、特に間違いやしい製剤について色を付けています。
必ず各製品の効能・効果を確認して使用してください。

有効成分	投与方法	剤型等	製剤名	製造販売業者※	対象魚種(空欄の対象魚種には使用不可)								
					すずぎ目	にしん目(海水)	にしん目(淡水)(あゆを除く)	あゆ	こい目	うなぎ目	かれい目		
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン(QTC)	経口	散剤	水産用QTC10%散「KS」	共立	○							○	
			水産用QTC20%散「KS」	共立	○								○
			水産用OTC-Q散「TG」10%	トーヨー	○								○
			水産用OTC-Q散「TG」20%	トーヨー	○								○
			水産用QTC20%「バイオ」	バイオ	○								○
			水産用OTC-Q200「リケン」	リケン	○								
オキソリン酸(OA)	経口	散剤	水産用オキソリリッチ散	コーキン	○	○	○	○	○	○	○		
			水産用オキソリン酸10%散「KS」	共立	○	○	○	○	○	○	○		
			水産用オキソリン酸20%散「KS」	共立	○	○	○	○	○	○	○		
	薬浴	液剤	水産用パラザン10% 懸濁油剤	物産	○	○	○	○	○	○	○		
			水産用パラザン油剤	物産								○	
			水産用オキソリン酸懸濁液200「リケン」 水性剤	リケン	○								
スルファモメトキシニン又はスルファモメトキシニンナトリウム(SMMX)	経口	散剤	水産用パラザンD	物産						○	うなぎのみ		
			水産用ダイメトン散	明治	○		○	○	○	○	○		
			水産用ダイメトンゾーダ	明治	○		○	○	○	○	○		
	薬浴	散剤	水産用スルファモメトキシニンゾーダ純末「KS」	共立	○		○	○	○	○	○		
			水産用ダイメトンゾーダ	明治			○						
			水産用スルファモメトキシニンゾーダ純末「KS」	共立			○						
スルファモメトキシニン及びオルトプリンの配合剤	経口	散剤	水産用エクテシン	明治						○	○		
			イスランゾーダ	MSD	ぶりのみ							こいのみ	
			水産用フロルフェニコール2%液「KS」	共立	○		○	○	○	○	○		
	経口	散剤	アクアフェン	MSD	○							○	
			水産用フロルフェニコール散「コーキン」	コーキン	○							○	
			水産用バジックスFf25「リケン」	リケン	○							○	
経口	散剤	水産用バジックスFf40	リケン	○							○		
		水産用フロルフェニコール25「リケン」	リケン	○							○		
		水産用フロルフェニコール40「リケン」	リケン	○							○		

※製造販売業者略称 MSD:MSDアニマルヘルス(株) 共立:共立製薬(株) コーキン:コーキン化学(株) トーヨー:(株)トーヨー技術研究所 バイオ:バイオ科学(株)
 物産:物産アニマルヘルス(株) 明治:明治アニマルヘルス(株) リケン:リケンベッツソフアーマ(株)

IX その他

薬が効かない？ と思ったら

① 薬が「効いていない」？

- ・「効かない」というのは、全く効かない(=無効)ことを言います。
- ・「効果が短い」「効き目が弱い」ということではないでしょうか？
なるべく具体的に表現してみましょう。

② 継続してデータを記録する。

- ・「効果が短い」と言っても、どの程度で効果がなくなるのか曖昧です。
- ・薬の使用状況や死亡数や症状などの「異常」だと思ふ特徴を
使用記録表や日誌等に記録し、客観的なデータにしてみましょう。

③ データを比べる。

- ・②で整理したデータを基に、過去や他地域と比べてみましょう。
- ・ここ数年と比べて、今年だけの異常でしょうか。
- ・県内の業者、別海域や他県の業者も、同様に異常が見られるでしょうか。

考えてみる ~原因は薬なのか、それとも~

- ・水産用医薬品は、製造方法や有効期間についても承認されているため
流通している薬そのものが、急に効かなくなることは、通常ありません。
- ・薬が効かないと感じる場合、③の比較結果から、原因を指導機関とともに考察してみましょう。

(医薬品の異常以外に考えられる原因)

薬剤耐性菌の発生、別の疾病との混合感染、飼育環境の異常、
新種の病原菌の出現、医薬品の使用方法のミス など



よくある質問Q&A

Q. 薬の用量とは、いつの時点の量？

- ・水産用医薬品の「用量」とは、実際に魚が口にする量ではなく（水中等に拡散した分を引いた量ではなく）、エサに混ぜる段階での薬の量を指します。
- ・本来の「用量」よりも多めに投与すると、残留リスクが増加するので止めましょう。

Q. 出荷する魚に医薬品成分は残っているのでは？

- ・投与した医薬品の成分が出荷魚に残留していたとしても人の健康に悪影響が出ない残留濃度レベルが「残留基準」として設定されています。
- ・例えば、残留基準値が0.05mg/kgだった場合、検査結果が0mg/kgから0.05mg/kgの範囲に収まればよいことを意味するため、必ずしも残留を「ゼロ」にする必要があるわけではありません。いずれにせよ、使用基準を守ることが残留基準を守ることにつながります。使用基準を守りましょう。

Q. 獣医師に診療を申し込む方法は？

- ・農林水産省では、魚病対策を迅速化するために、魚病に詳しい獣医師を増やす政策を行っており、水産試験場等と一緒に魚病診療に協力できる獣医師を募集し、その獣医師をリスト化した「獣医師リスト」を都道府県に配付しています。
- ・水産試験場などにご連絡いただければ、その養殖場の所在する地域において診療可能な獣医師を紹介してもらうことができます。是非、ご活用ください。

Q. 獣医師にできることは？ メリットは？

- ・魚病の検査・診断や治療の指示、衛生的な飼育方法のアドバイス、水産用医薬品の処方などを行うことができます。
- ・「獣医師リスト」に掲載されている多くの獣医師は、広い地域で診療可能であり、異動などがないため、長期的な関係構築を期待できることから、養殖業者が日常的に魚病全般について相談できる「かかりつけ獣医師」として活用できるのもメリットです。
- ・獣医師によって経験や知識が異なるほか、得意分野もそれぞれです。診療を得意とする分野や経験年数などについては、獣医師リストで確認できますので、水産試験場へご確認ください。

魚病等の情報を公開しています

農林水産省は魚病や水産用医薬品に関する情報をホームページで公開しています。



農水 水産用医薬品について



農水 魚病被害の発生状況



農水 水産動物の病気を防ぐために



動物医薬品検査所 薬剤耐性菌への対応